

25 高福第 1 0 0 1 号
平成 2 6 年 3 月 2 4 日

各市町村介護保険担当部局長
殿
知多北部広域連合事務局長

愛知県健康福祉部長
(公 印 省 略)

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針」の策定について（通知）

愛知県内の指定通所介護事業所（いわゆる「デイサービス」）の中には、事業所の営業時間外に、その設備の一部を使用して、当該指定通所介護事業所の利用者に対し、必要な介護及び宿泊を伴うサービスを提供する宿泊付きデイサービス（いわゆる「お泊りデイサービス」）を行う事業所が増加しておりますが、介護保険適用外の自主事業として提供されており、それに対する法的基準あるいは行政指導基準等がなく、利用者の安全安心やプライバシーの確保等が課題となっております。

このため、県では、宿泊付きデイサービスの最低限の人員や設備、運営の指針を整える必要があると考え、利用者の尊厳の保持と安全の確保を図るため、このたび、「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針」（以下「指針」という。）を別添のとおり策定しました。

指針の対象となる指定通所介護事業所は、県所管の通所介護事業所だけでなく、所管の市町村において類似の指針等が定められていない場合は、市町村所管の通所介護事業所（認知症対応型通所介護事業所を含む。）もこの指針に準じて取扱うこととしております。

つきましては、指針の内容について、御理解の上、適切な運用をお願いします。
なお、主な留意点等は下記のとおりです。

記

1 指針の位置付け

事業者が最低限遵守すべき目安（ガイドライン）となるものであり、この指針で定める内容以上のサービスの質の向上を自主的に目指すことを望むものです。

2 施行年月日

平成 2 6 年 4 月 1 日

3 指針の概要

別添のとおり

4 指針

別添のとおり

5 主な留意点

(1) 介護支援専門員との関係

- 宿泊サービスの利用は、原則、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）及び介護予防支援事業所の保健師等担当職員（以下「介護支援専門員等」という。）が作成する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）への位置付けが必要であり、提供日数は、短期間利用を原則としています。
- 当初ケアプランに位置付けた宿泊サービス提供期間を超えることとなる場合は、介護支援専門員等が宿泊サービス事業所と連絡調整を図り、期間延長を判断します。連泊の上限は原則30日以内です。
- 利用者のやむを得ない事情により連泊の上限30日を超えて連続利用が必要となる場合は、介護支援専門員等が必要に応じてモニタリング等を行い、その結果に基づき期間延長の是非を判断します。
- さらに、ケアプラン作成に当たり、宿泊サービス提供日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超える場合、貴市町村が介護支援専門員等に事前相談を求める場合には、あらかじめ調整を行うことを介護支援専門員等に課すことといたしました。

その趣旨は、当該利用者に対するサービス提供のあり方として、現在受けているサービスが適当か否かをあらためて検討していただきたいという観点からお願いをするものでありますので、御留意ください。

(2) 高齢者虐待防止法との関係

- 宿泊設備に関する指針を著しく下回る行為、例えば、①著しく狭い空間に多くの高齢者を長時間、雑魚寝させることにより、健康状態の悪化をきたすような行為や②プライバシーのない状態でおむつ交換を行う行為等は、高齢者虐待防止法の高齢者虐待に該当する可能性があることを「留意事項」として記載しています。
- 高齢者虐待防止法では、老人福祉法や介護保険法に規定されない施設・事業所の「宿泊付きデイサービス」における高齢者虐待は、「養護者による高齢者虐待」として対応することとされています。

市町村は、発見者からの通報を受けるとともに、事業所への立入調査権や老人短期入所施設等への措置権を有していること等について、御留意ください。

(3) 事業者からの市町村への事故報告

事故発生時の対応として、「介護保険サービス事業者における事故報告等発生時の報告の取扱いについて（平成14年3月18日付け13高福第500号愛知県健康福祉部長通知）」に準じて取扱うこととしましたので、格別の御配慮をお願いします。

(4) 有料老人ホームとの関係

- 宿泊サービスは、主として、通所介護事業所の設備の一部を使用して行われますが、通所介護事業所と同一建物内の指定区画外又は同一敷地の別の建物内において宿泊サービスが提供される場合もあります。
- 通所介護事業所の指定区画外の宿泊場所に、実質的な居住者がいる場合は、有料老人ホームに該当する可能性もありますので、所管部署への連絡や事業所に対する助言等必要な対応をお願いします。

(5) 基準該当短期入所生活介護との関係

- 基準該当短期入所生活介護（短期入所生活介護の指定基準の一部は満たしていないが、一定基準を満たす事業所のうち、市町村が個別判断で事業所登録することで介護保険適用となるサービス）は、有料老人ホーム等とともに、制度上の類似サービスであるため、事業所への注意喚起として指針に記載しています。
- 基準該当短期入所生活介護は、現在、国で次期制度改正に向けて、併設の施設は通所介護等だけでなく、小規模多機能型居宅介護への拡充や、設備基準の要件緩和等により利用促進が議論されています。
このような状況を鑑みた上で、市町村の実情に応じた適切な対応をお願いします。

6 宿泊サービス事業者に対する指導等

- (1) 事業者に対する指針適合等に関する相談窓口は、通所介護事業所を所管するそれぞれの指定権者（県、市町村）が適切であると考えておりますので、格別の御配慮をお願いします。

なお、指針の解釈等について不明な点は、県高齢福祉課介護保険指定・指導グループ（電話：052-954-6289）にお問い合わせください。

- (2) 事業者に対する指針の周知は、県ホームページによる広報、事業者講習会、実地指導、各種会議等様々な機会を通じて行い、できる限り指針に沿って宿泊サービスを行っていただくようお願いをしております。
- (3) 事業者に対する実地指導は行いませんが、通所介護事業所に対する実地指導を行う際に、指針適合の有無等の確認を行うとともに、通所介護の適切なサービス提供に支障がある場合は、通常の実地指導として対応してまいります。

また、苦情等の状況を勘案し適時適切に通所介護事業所に対する実地指導を行います。

担 当 高齢福祉課
介護保険指定・指導グループ
電 話 052-954-6289
F A X 052-954-6919
E-mail korei@pref.aichi.lg.jp